

# 特定処遇改善手当

常勤の生活支援員を A・B・C の 3 グループに分け、令和元年 10 月より特定処遇改善手当を支給する。

- (1) グループ A は、当事業所に 10 年以上勤務及び他の福祉事業所も含め通算した勤務年数が 10 年以上の介護福祉士、保育士を対象とし、毎月 40,000 円を支給する。
- (2) グループ B は、当事業所及び他の福祉事業所も含め通算した勤務年数が 10 年未満の介護福祉士、保育士を対象とし、毎月 20,000 円を支給する。
- (3) グループ C は、グループ A 及びグループ B の支給条件を満たしていない生活支援員を対象とし、毎月 5,000 円を支給する。
- (4) ただし、新入職員については、グループ A 及びグループ B の支給条件を満たしている場合でも、入職後 1 年未満はグループ C の支給額とする。